アブー・ユースフ『租税の書』の解題と翻訳

Translation of Abū Yūsuf's Kitāb al-Kharāj

早矢仕悠太 Yuta HAYASHI

I. 解題

本稿は、アブー・ユースフ(Abū Yūsuf Yaʿqūb b. Ibrāhīm al-Anṣārī al-Kūfī, d. 798)の『地租の書(*Kitāb al-Kharāj*)』の冒頭部分、統治論に関する翻訳である。なお本節では、翻訳に先立って、イスラーム法において租税を意味するハラージュの基礎的な概念とアブー・ユースフ自身について整理するとともに、当著作の特徴を示すこととする。

1. ハラージュについて

ムスリムによって征服されたもしくはその影響下に入った場合に、異教徒に課される土地税が一般にハラージュと言われる。一方で人頭税をジズヤ(jizya)と言及することもあるが、この2つの用語は史料においては、しばしば区別されずに使用されている。例えば、正統カリフであるアブー・バクル(Abū Bakr、在位:632-634)は征服活動を行い、シリアの民と停戦合意(şulh)を結ぶ際に彼らにジズヤを課したが、その内実は一人単位で徴収額と徴収物を定めるか、村や町単位で徴収する合計額と量を定めたか、のいずれかであった。後者については、共同体内部の人口の増減を鑑みていないことから、その租税としての性質は土地に対するハラージュと同種のものであったと言える。

またハラージュが課される土地は、既述の合意による土地の他に、武力('anwa)によって征服された土地も含まれる。正統カリフのウマル・イブン・ハッターブ('Umar b. al-Khaṭṭāb, 在位: 634-644)は、武力征服されたサワード(Sawād)(1)の土地を戦闘に参加したムスリムの間で分配することをせずに、ムスリム全体の利益のために供せられるべきだとして、共有財(fay')とみなし、そこに住まう人々にハラージュを課して、その税収をムスリム兵士らの恩給(aṭā')に充てた。ただし当該区分の土地へのハラージュ課税は、ムスリムによる戦利品分配を認めるクルアーン8章41節の規定と矛盾している(2)。これについて、スンナ派

⁽¹⁾サワードという土地について、嶋田 (1996) によれば、「サワードとは、西は沙漠、東はペルシア高原に接し、北は略々北緯三五度の線に至り、南はペルシア湾に面するチグリス川 (Dijla)、ユーフラテス川 (al-Furāt) 流域の沖積平野を指す。現在に至るまで中近東では最も肥沃な農業地帯であり、アラブの制服時代にはペルシアの支配下にあった。」

^{(2) 「}そしておまえたちが戦い獲ったどんなものも、その五分の一は神とその使徒と、近親、孤児、貧困者、そして旅路にある者に属すると知れ。もし、おまえたちが神と、分別の日、両軍の

4 大法学派はそれぞれ法理論の整理を行っている (Katbī 2010, 277-280)。ハナフィー学派は、ウマルがサワードを共有財に設定しハラージュを課税したことは、関連するクルアーン章 句の本来の意味と、ウンマ全体の利益を鑑みたイジュティハードの結果であり、それは慣習 (sunna) になったとしている。シャーフィイー学派は、武力征服によって獲得された土地は原則として分配の対象となる財 (ghanīma) とみなされるが、戦闘に参加したムスリムの間で合意があれば、共有財としてハラージュを課すことが可能であるとする。ハンバル学派は、征服地を分配するか共有地としてハラージュを課すか否かについては、イマームにその権限を一任している。マーリク学派は、マーリク (Mālik b. Anas, d. 796) が伝えている情報が少ないために、同派内でウマルの先例に依拠するか、それとも戦闘に参加したムスリムの間の合意を重視するかで意見が割れている。

2. アブー・ユースフとその著作について

本稿で翻訳した『地租の書』の著者アブー・ユースフは、731年にクーファで生まれ、798年にバグダードで没した法学者であり、アブー・ハニーファ(Abū Ḥanīfa, d. 767)やシャイバーニー(Muḥammad b. al-Ḥasan al-Shaybānī, d. 805)と列せられて、ハナフィー学派の理論的基礎を築いた。彼は貧しい家に生まれたが、アブー・ハニーファの支援の下、クーファで教育を受け、マーリク・イブン・アナスやライス・イブン・サアド(al-Layth b. Sa'd, d. 791)、イブン・アビー・ライラー(Muḥammad b. 'Abd al-Raḥmān b. Abī Laylā, d. 765)と共にバスラ、メディナでも学を修めたと伝えられている。晩年には、アッバース朝カリフのハールーン・ラシード(Hārūn al-Rashīd,在位:786-809)の治世にバグダードの大カーディーに任命され、彼の要望で『租税の書』を著した(Wheeler 2018)。

また彼は、クルアーンやスンナに篤い人物であり、ヒシャーム・イブン・ウルワ(Hishām b. Urwa, d. 763)やアブー・イスハーク・シャイバーニー(Abū Isḥāq al-Shaybānī, d. 828)、アター・イブン・サーイブ('Aṭā'b. al-Sā'ib,没年不詳)、スライマーン・タミーミー(Sulaymān al-Tāmīmī,没年不詳)、ムハンマド・イブン・イスハーク(Muḥammad b. Ishāq, d. 767)からハディースを受け取っていただけでなく、自らもシャイバーニーやアフマド・イブン・ハンバル(Aḥmad b. Ḥanbal, d. 855)、ビシュル・イブン・ワリード(Bishr b. Walīd, d. 853)、ヤフ

会戦の日にわれわれの僕にわれわれが下したものを信ずるのであれば。そして神はすべての者に対して全能なる御方(8章41節)」中田考監修(2014)『日亜対訳クルアーン[付]訳解と正統十読誦注解』作品社参照。以後クルアーンの邦訳は同書のものを参考にする。サワードについて整理すると、クルアーンの規定によればムスリムが武力征服した(戦い獲った)サワードは、フムスを取った後にムスリムの間で分割されるはずである。しかしウマルは自らの判断で全部を分割せず、一部の所有権を停止させ(mawqūf)、後世の兵士のための財源とした。

ヤー・イブン・マイーン (Yaḥyā b. Ma'īn, d. 847), アリー・イブン・ジャアド ('Alī b. al-Ja'd, d. 845), アリー・イブン・ムスリム・トゥースィー ('Alī b. Muslim al-Ţūsī, d. 867), アムル・イブン・アビー・アムル ('Amr b. Abī 'Amr, 没年不詳) にハディースを伝達していた (Fagnan 1921, ix)。

彼の著作には、『租税の書』の他に刊行や引用、写本の形で 5 編が確認されている。この他にもイブン・ナディーム (Ibn al-Nadīm, d. 995 or 998) から師のアブー・ハニーファの法学見解を一冊にまとめた著作が伝えられているが現存はしてしない。

- 『ヒヤルにおける出口の書(Kitāb al-Makharīj fī-l-Ḥiyal)』(ヒヤルに関する書で、シャイバーニーの『ヒヤルの書(Kitāb al-Ḥiyal)』で一部引用)
- 『道標の書 (Kitāb al-Āthār)』(ハディース集)
- 『アウザーイーのスィヤル対する駁論の書(Kitāb al-Radd 'alā Siyar al-Awzā'ī)』(シリアの法学者アウザーイー('Abd al-Raḥmān al-Awzā'ī, d. 774)の戦争法に関する著作への反駁書)
- 『カーディー読本 (Adab al-Qāḍī)』(裁判に関する方法論で、未刊行のチュニス写本)
- 『機智の書 (*Kitāb al-Laṭā'if*)』(法の細微にまつわる書で、イブン・ハジャル・アスカラーニー (Ibn Ḥajar al-'Asqalānī, d. 1449)による引用)

3. 『租税の書』について

アッバース朝カリフのハールーン・ラシードの依頼で著された当書は、なによりも各地域で異なっている徴税方法を効率化し、不安定であった税収を安定させる目的があった(Shemesh 1969)。その際、アブー・ユースフが基軸に置いた考えは、被統治民の保護と彼らに対する圧政・不正の除去である。例えばその当時のハラージュの課税方法は、物納と現金納の選択と併用に地域差があった他に、征服時代より続く定量制(misāḥa)と、ウマイヤ朝期より少しずつ導入されてきた定率制(muqāsama)もまた地域によって混合していた。アブー・ユースフはハラージュが課せられている人々の税負担を軽減させるために、後者の方法を推していた。というのも、定量制のもとでは、現金納が一般的になりつつあったアッバース朝において、課税対象となる作物の市場での現金化は、納税者に価格変動というリスクを負わせていたためである。さらに徴税官と市場の商人が結託して、納税者の作物を安く買い叩いて私腹を肥やすという腐敗も広がっていた。結果、土地を投げ出して都市へ逃亡を図る納税者も少なくなかった。歴代カリフはしばしば、税収低下の煽りを受けて帰農令を発布し、測量(ta'dīl)を行って納税額と納税者の確認を行っていたが、効果は上がらなかった。そのため、アブー・ユースフは持続可能で効率の良い徴税のためには、納税者の負担になら

ない方法を一般化する必要があると考えた。

当書は『租税の書』と題されているが、その内容は租税の他に、地方に関する行政や刑罰 論など多岐に及ぶ。またその構成も各論が論考全体に散逸している。そこでシェメシュが租 税規定に関してまとめたところによると,大きく8つに分けられる。それはカリフの統治論 に始まり、戦利品の分配、恩給と封土の授与、ウシュル('ushur) 地とハラージュ地、ジズ ヤ, サワードの土地, 入会地と水源, 一般課税と慣習的義務が記されている。また当著作の 特徴は、各内容とセットで引用されているハディースの多さにある。同時代に同じ内容を著 したヤフヤー・イブン・アーダム (Yaḥyā b. Ādam, d. 818) の『租税の書』には及ばないが, 350以上のハディースが引用されている。シェメシュはアブー・ユースフが引用するハディ ースについて、彼がラアイの徒(ahl al-ra'y)と呼ばれていたハナフィー学派の人間であるこ とから, それらも自らの個人的見解を補強するためだけの引用であり, その真正性は疑わし いものであると述べているが、アブー・ユースフがこれを執筆したヒジュラ暦2世紀後半で は、ハディース収集やハディースの真正を確認する方法論もまだ発展途中であった。 さらに シャムシー(2013)が指摘する、アッバース朝初期のヒジュラ暦130~140年代に、カリフ であるマンスール (al-Manṣūr, 在位: 754-775) の要望で, アブドゥルアズィーズ・イブン・ マージシューン('Abd al-'Azīz b. al-Mājishūn, d. 780 or 781)を含めたメディナのハディース 学者らがバグダードに招かれ、アブー・ユースフや他のハナフィー派学者にハディースを教 えていた、というイブン・タイミーヤ(Ibn Taymiyya, d. 1328)の記述も併せて鑑みると、当 著作に見るヒジュラ暦 2 世紀後半のハナフィー派におけるハディース引用の意義を無下に 否定することはできない。

4. 底本について

本稿におけるアブー・ユースフ『地租の書』冒頭のカリフ統治論の翻訳は, Abū Yūsuf, Kitāb al-Kharāj, Beirūt, 1979, p3-6 を底本としている。また訳本として E. Fagnan, Le livre de l'impôt foncier: Kitâb el-Kharâdj, 1921 と A. B. Shmesh, Abū Yūsuf's Kitāb al-Kharāj translated and provided with introduction and notes, 1969 を適宜参照した。

II. 翻訳

カリフ,ハールーン・ラシードに捧げる。

慈愛逼く慈悲深き神の御名に於いて、神よ、信徒らの長の在位(baqā')を長くし、彼の威光を完全なる恩寵と存続する誉れにおいて永続させ、そして消えることもなく過ぎることもない来世の幸福や預言者――神よ、彼の上に恩寵と平安あれ――と共に道行くことに焦点

を当てて神が彼に授けたものを定め給え。

信徒らの長――いと高き神よ、彼を支え給え――は私に彼が学び、それに基づいて行動する必要があるもののうちから、ハラージュや慣習的な義務、サダカ(ṣadaqa)、ジャワーリー(jawālī)の徴税⁽³⁾などについて、依るべき提要書を求めた。私はそれで以て彼が己の臣民(ra'īya)から圧政を遠ざけ、彼らの利益になるよう望んでいる。神よ、信徒らの長の統治を繁栄させ、彼を導き、そのうちから彼の義務を助け、彼が恐れ警戒するものから彼を守り給え。彼は私に、彼が物事においてどのように振る舞うことが望ましいかの指針を彼に説明し、明らかにし、詳説するように求めた。そこで、私はそれを明らかにし、詳説したのである。

信徒らの長よ、神――彼に称賛あれ――はあなたを比類なき地位に任命した。その報酬は最も大きいが、その罰もまた最も厳しい。神はあなたにこのウンマの事柄を任せたのである。朝な夕なにあなたは、神があなたをその羊飼いや受託者として任命し、あなたを試すために置かれ、あなたに諸事を任せたところの多くの人間のために、立ち上がるべきである。もしそうした[カリフ位の]確立が、神がそれを根本から与え、またそこに立つ者を滅すると同時に、その確立をお助けになるという畏れに基づいていないならば、それは続かない。神があなたに任せたもの、すなわちこのウンマと臣民の事柄は放っておかれてはならない。統治の成功は、神の裁可次第である。

また、今日やるべきことを明日まで延ばしてはならない。もしあなたがそうすれば、あなたは放っておくことになろう。死は、望んでやってくるものではない。それゆえ、行動することによって死を予測せよ。というのも、死後ではやりようがないからである。統治者はその創造主に対して、羊飼いがその主人に対するように、責任を負っている。神があなたに信託し、任せたことについて、昼間の一刻であっても義務を遂行せよ。審判の日に神の前に現れる最も幸福な羊飼いは、その臣民が彼の統治下に幸福であった羊飼いである。あなたは逸脱してはならない。さすれば、あなたの臣民も逸脱しないだろう。強権的な命令や、怒りによる決断をしないよう気をつけよ。来世と現世それぞれに向けられた2つの事柄を目にし

⁽³⁾ここで列挙された諸税のうちで、先に述べたハラージュ以外について概略することにする。まずはサダカについては、アブー・ユースフが言うサダカとは、現在でいう自発的サダカ(sadaqa al-taṭawwu')ではなく、五行の義務として挙げられるザカート(zakāt)を指している。このようなサダカとザカートの混用は、クルアーン9章60節でザカートの使途を並べる際に「サダカ」を使っていることからも、初期の文献において多く見られる。次にジャワーリーについては、原注に従うこととする。元来この単数形 jāliya は、住処を移動する人々の集団を意味していたが、ウマルがジャズィーラから追放したズィンミーに対して言われるようになった。その後この語は、住処を追われる代わりに徴収される人頭税の意味へと変化した。最後に慣習的な義務について、先にアブー・ユースフの時代の徴税が抱える問題を指摘したことに関連して、当時はハラージュやジズヤ、サダカの他にも、納税者を圧迫する雑税が数多く存在していた。例えば、徴税人や彼を連れて歩く地元の案内人の給与、帳面用の紙、またペルシアの支配下にあった頃から続くをと秋の贈り物なども税に含まれ、徴収の対象となっていた。アブー・ユースフが、自著において慣習的租税の章を設けて学説と伝承を整理したのは、曖昧な徴税ラインに線引きを行うことで、先に述べた通り、税の中間搾取による不正、圧迫の予防と税収の安定化を図る狙いがあったと思われる。

たら、現世の事柄より来世のものを選べ。というのも、来世は永遠であり、現世は消え行くからである。慎重さを以て神を畏れる者たれ。神の事柄には近きも遠きも関係なく、あなたのもとにいる人々を関わらせよ。また、神に関して非難する者の激しい誹りを恐れてはならない。忠心せよ、忠実さは口先ではなく心のなかにある。そして神を畏れよ。というのも、神への畏敬は強さに他ならず、神は従う者らを守護するからである。明確に示された目標や、実践可能な手段、踏み固められた道、根付いている慣習、至らしめられた水場(manhar mawrūd)(4)のために努力せよ。そのような水場は、心を躍動させ、人々を圧倒する力を持つ王権に対して[統治に関する]規制を集中させるこの上ない権威と正義であり、彼のもとの人々はすでに行われたかのように彼の裁定を期待し、彼の罰を恐れながら、彼の前で辞を低くするようになる(dākhirūn)。

比類無き機会であるあの[復活の]日には、知ってはいたが行動しなかった者に対して、 多くの悲しみと後悔がある。その日には,足元は不安定になり,顔は色を変え,審判は遍く 広がり、[功罪の] 計算は厳格になろう。というのも、いと高き神は彼の書において仰った からである。「そして,まことに,おまえの主の許での一日はおまえたちが数える千年のよ うなものである」⁽⁵⁾。いと高き神は仰った。「これが決定の日であり、われらはおまえたち と昔の者たち(今昔の不信仰者)を集める」(クルアーン77章38節)。またいと高き神は仰 った。「まことに、決定の日(最後の審判)の日は彼らすべての定刻である」(クルアーン44 章 40 節)。そして彼は仰った。「彼らが約束されているものを見る日,彼らは昼間の一刻し か[現世に]留まらなかったかのようである」(クルアーン 46 章 35 節)。彼は仰った。「彼 らがそれを見る日, あたかも彼らは一夕かその朝のほかは [現世に] 留まらなかったかのよ うである」(クルアーン 79 章 46 節)。なんと「現世において〕過ちは語るに及ばず、後悔は 用を為さないものだろうか。時は昼夜の連続であり、この2つの時で新しきものすべてが風 化し、彼方のものすべてが迫り、あらゆる定められた刻限が到来することになろう。神は獲 得したものに応じて各人に報酬を与える。げに彼は、計算早い御方である。神は唯一である。 この世に留まることは短く, その中身は危険に満ちている。現世は滅びるものであり, 現世 の中にあるものも滅びるものである。来世こそ安寧の世界である。もしあなたが法を越える 者ら(al-mu'tadīna)[©]の道を歩んでいるのなら,明日神にまみえることはない。審判の日に は敬虔な者こそが, 自らの地位ではなく, 自らの行いによって [神への] 崇敬を明らかにす る。神はあなたに警告した。だから警戒せよ。あなたは戯れに創られたわけではなく、あな たはなんの理由もなしに打ち捨てられることはない。神は、あなたに自らの境遇と行いにつ

⁽⁴⁾ その後の「水場」に関する記述からも、この「至らしめられた水場」は神が定めた聖法シャリーアを指している。

⁽⁵⁾ クルアーン 22 章 47 節。32 章 5 節にも同様の表現が見られる。「彼は天から地まで物事を采配し給い、それから、それ(物事)は一日のうちに――その長さはおまえたちが数えるところのうちの千年であるが――彼の御許に昇る」。

⁽⁶⁾ 法を越える者 (al-mu'tadīna) については、例えばクルアーン 2 章 190 節参照。「そしてアッラーの道において、おまえたちと戦う者と戦え。だが、法を越えて (ta'tadū) はならない。まことにアッラーは法を越える者たち (al-mu'tadīna) を愛し給わない」。

いて問う質問者である。ゆえに、己の返答を準備せよ。そして讃えられるいと高き神の前で僕の足は来るべき日に質問がされた後でない限り、動かないことを知れ。預言者――神よ、彼を祝福し平安を与え給え――が[次のように]言った。「[神の]僕の足は、教えられたことで何を為したか、自分の人生をどのように過ごしたか、自分の生活の糧をどのように稼ぎ費やしたか、自分の体をどのように使い切ったか、という4つの質問を尋ねられるまで復活の日に動くことはない」の。信徒らの長よ、それゆえにこれらの質問に対する答えを準備せよ。というのも、あなたが為し証言することになるものは、いずれあなたの上でいつか読み上げられるだろうからである。そして証言するために召し出された場(majma'al-ishhād)では、神とあなたの間でやりとりされることについて、あなたの取り繕い(qinā')は取り除かれるだろうと覚えておけ。

信徒らの長よ、私はあなたに、神があなたの統治に委ねたものや、神があなたに守るよう に求めたものを守り、それらの事柄について神のみを見て、彼のみに与することを進言す る。もしあなたがそうしなければ、容易いまっすぐな道はあなたにとって険しいものにな り、あなたの目は盲目になり、その道の道標は消え、その道幅は狭くなろう。あなたは知っ ているものの一部を認識できなくなり, 知らない [でよいはずの] ものを知ってしまうこと になろう。そこで、争いにおいて勝利を望む者との争いでは、彼に対してではなく自分自身 に対して問いただせ。というのも、放蕩な羊飼いは、もし彼が望めば、神の裁可によって危 険な場所から彼が戻し、活気があり安全な場所へと移動させられるであろうもの(羊)のう ち、彼の責任で失われたものに対して責任を負うからである。もし彼が安全な場所に羊を移 動させることを放棄して,他のことで頭がいっぱいだったために損失を起こしたならば,彼 は瞬く間に、最も酷い危険を被るだろう。しかしもし、彼が正しく振る舞っていたならば、 彼は羊飼いとしての責務を全うして最も幸福となり、神は彼に幾度にわたって報酬を与え るだろう。自らの群れを失って、群れの持ち主があなたから損失の価額を回収したり、あな たの賃金からあなたが失ったものの一部を差し引いたりすることがないように注意せよ。 建物は,崩壊する前に支えられねばならない。あなたの行いのうちで,神があなたに任せた 人々の諸事を行うことは、あなたに「その権利と責任が〕属し、そのうちであなたが失うも のも,あなたの損失に帰される。あなたが[神から]忘れられないように,神があなたに信 託した人々の諸事を引き受けていることを忘れてはならない。あなたが [臣民から] 蔑ろに されないように、彼らや彼らの利益を蔑ろにしてはならない。また、いと高く栄光ある神の 名を唱え、そして神の慈悲として遣わされた預言者である神の使徒であり導きのイマーム (Imām al-hudā) ⁽⁸⁾でもある神の使徒——神よ,彼に恩寵と平安を与え給え——を祝福するこ

⁽⁷⁾ 当該ハディースは、ティルミズィーの『スンナ集成 (al-Jāmi al-Ṣaḥīḥ wa-huwa Sunan al-Tirmidhī)』に収録されている。

⁽⁸⁾ スンナ派のマフディー論では、マフディーは終末に顕現する救世主としての側面よりも、現実における支配者の圧政や不正に対して出現し立ち上がり、正義と公正を体現する政治的指導者が想定される。ウマイヤ朝からアッバース朝に至るまでのカリフとマフディーの関係について、マーデルング(W. Madelung)は、ウマイヤ朝カリフのスライマーン(Sulaymān b. 'Abd al-

とによって、幾昼夜かある現世のうちであなたの役割は、自身についての説明を[神が]あなたに求めてくるので、大幅に小さくなりはしない。高貴さと慈悲を備えた神は、[ウンマの]諸事を司る者を地上の代理人(khulafā'fī ardi-hi)⁽⁹⁾として任命し、彼に彼の臣民に降りかかる不正な事柄を照らし、彼らの義務のうちで不確かなものを明らかにする光を与える。諸事を司る者が光をあてるとはすなわち、罰を定め、根拠や明確な事柄によって所有者へ権利を回復させ、敬虔な者によって始められたスンナを再興することである。そうしたスンナの再興は、持続し消えることのない善行の一つである。

羊飼いの不正は、彼の群れに破滅を呼び起こし、公正で信頼できる人々以外に彼が頼ることは、ウンマに破滅を呼び起こす。信徒らの長よ、間違いを正し、感謝で以て善行を増やす努力をして、神があなたに与えたものを全うせよ。というのも、祝福をもたらすいと高き神は、彼の崇高なる書において仰ったからである。「もしおまえたちが感謝するなら、必ずやわれはおまえたちを増やし、もしおまえたちが信仰を拒むなら、まことにわが懲罰は過酷である」(クルアーン 14 章 7 節)。善行以上に神に愛されているものはなく、腐敗以上に神に嫌われているものはない。不服従の実践は、忘恩(kufr al-ni'am)である。崇高なるものが奪われ、神がその敵に力を与えたときに、必ず後悔に駆られる。[神の] 御加護ある人々のうちで、恩知らずな者はほとんどいない。信徒らの長よ、私は託したことに関する自らの叡智をあなたに授け給うた神に対して、彼があなたを見捨てることがないよう、そして彼に近しい者や彼に親しい者が彼から受け取るものをあなたも受け取ることができるよう求めよう。というのも、彼はそうしたことや彼に求められたことに関して実行する能力を持っているからである。

私はあなたのために、あなたが命令したものを書き、それをあなたに詳説し説明した。それを学び、それについて熟考し、覚えるまで何度も読みなさい。私はあなたのために懸命に

Malik, 在位:715-717)のような自称を除けば、ウマル2世('Umar b. 'Abd al-'Azīz, 在位:717-720)がマフディーであるという見解がメディナを中心として受け入れられているという。その理由は、彼が自らの母を通じて正統カリフのウマルとの血縁を有していたことが挙げられる。勿論彼は、イスラーム税制史においてムスリム間の平等な租税制度を改革した人物として知られるが、そのことがマフディーたる要因としては挙げられていなかった。一方で、ウマイヤ朝期やアッバース朝初期のクーファにおいては、メディナの見解に対抗するようにしてアリーとその子孫がマフディーたるにふさわしいと主張されていた。しかし、革命以後急速にカリフとしての地位を整備するアッバース朝がアリーの徒から距離を置くにつれて、マフディーの要件にも対立が生まれた。結果として、アッバース朝3代目カリフのマフディー(Abū 'Abd Allāh Muḥammad b. 'Abd al-Allāh al-Maṣsūr, 在位:775-785)は、ウマイヤ朝カリフのように再びマフディーを自称するようになった。翻って本稿における「導きのイマーム」は、祈願文「神よ、彼に恩寵と平安を与え給え」が付されていることから、直前の神の使徒に対する同格表現であると理解される。ここにおいて、アブー・ユースフが租税政策における法源を、先例として有名なウマルやウマル2世よりも、あくまで預言者が下した先例に求めようとする法学ハディース適用の端緒が垣間見られる

⁽⁹⁾ カリフは一般的に「神の使徒の代理人 (khalīfa al-rasūl Allāh)」と形容される。ここで「地上の代理人」と言われているのは、筆者がクルアーンの章句「われは地上に代理人をなす (innī jā'ilun fi al-ardi khalīfatan)」(2章 30節)や「我らはお前を地上の代理者とした (innā ja'alnā-ka khalīfatan fi al-ardi)」(38章 26節)を意識していたためと思われる。

働き、あなたや信仰者らに助言を与えるために努力を惜しまなかった。というのは、それによって神の寵愛や報酬を求め、神の罰を畏れているからである。私は願う、もしあなたがこのうちにある明確な規定(bayān)に従って振る舞うならば、神はムスリムたちや啓典の民ら(ma'āhid)を虐げること(zulm)なく、あなたに税(kharāj-ka)を豊富に与え、あなたの臣民をあなたに忠実にさせるだろうと。彼らの忠誠は、彼らの上に罰を定め、彼らと彼らの権利を圧政や不正から取り除くことによって、確かなものになるだろう。わたしはあなたのためにこの書の中に、真正なハディースを集めた。それはあなたが尋ねたこと、すなわちあなたが行おうとする――もし神が望むなら――際の方法に関する望ましい在り方や奨励の教えを含んでいる。神があなたを嘉し、あなたとあなたの手の中に平安をもたらすもので、あなたに成功を与えてくださいますように。

III. 参考文献

- Fagnan, E., 1921: Le livre de l'impôt foncier: Kitâb el-kharâdj, Paris: Geuthner.
- Jokisch, B., 2007: Islamic Imperial Law: Hārūn al-Rashīd's Codification Project, Berlin:
 Walter de Gruyter.
- Katbi, G. K., 2010: *Islamic Land Tax: Al-Kharāj from the Islamic Conquests to the 'Abbasid Period*, trans by the Centre for Arab Unity Studies, Raiza Ali, London: I.B. Tauris Publishers.
- Shemesh, A. B., 1969: Abū Yūsuf's Kitāb al-Kharāj: translated and provided with introduction and notes, Taxation in Islam vol. 3, Leiden: Brill.
- Shamsy, A., 2013: The Canonization of Islamic Law: A Social and Intellectual History,
 Cambridge: Cambridge UP.
- Yanagihashi, H., 2013: "Abū Hanīfa (d.150/767)," in O. Arabi, D. S. Powers, and S. A.
 Spestorsky (eds.), *Islamic Legal Thought: A Compendium of Muslim Jurists*, Leiden: Brill.
- Madelung, W., 1986: "al-Mahdī", in C.E. Bosworth, E. van Donzel, B. Lewis and Ch. Pellat (eds.), Encyclopaedia of Islam, Second Edition, Leiden: Brill, vol. 5, 1230-1238.
- 大塚和夫他編(2002)『岩波イスラーム辞典』岩波書店
- 嶋田襄平(1996)『初期イスラーム国家の研究』中央大学出版部
- 中田考監修(2014)『日亜対訳クルアーン[付]訳解と正統十読誦注解』作品社
- 堀井聡江 (2004)『イスラーム法通史』山川出版社
- マジード・ハッドゥーリー原訳, 眞田芳憲訳(2013)『イスラーム国際法:シャイバーニーのスィヤル』中央大学出版部
- 柳橋博之(2012)『イスラーム財産法』東京大学出版会

(東京大学大学院人文学社会系研究科イスラム学専修修士課程/ MA Student, Graduate School of Humanities and Sociology, the University of Tokyo)